

議案第4号

平成25年度さいたま市国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

平成25年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,303,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		11,945,453	△30,000	11,915,453
	1 一般会計繰入金	6,077,453	△30,000	6,047,453
歳入合計		121,333,060	△30,000	121,303,060

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,307,638	△30,000	1,277,638
	1 総務管理費	977,698	△30,000	947,698
歳出合計		121,333,060	△30,000	121,303,060